

性犯罪捜査指導官及び性犯罪指定捜査員の指定、運用等について（通達）

最終改正 令和5.7.13 例規刑企第21号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

みだしのことについて下記のように定め、平成16年3月10日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

第1 目的

この通達は、性犯罪（刑法（明治40年法律第45号）第176条（不同意わいせつ）、第177条（不同意性交等）等の性的欲求に基づく犯罪をいう。以下同じ。）の被害の潜在化を防止し、捜査過程における性犯罪の被害者（以下「被害者」という。）の精神的負担の軽減を図り、もって性犯罪の捜査を適正かつ強力に推進することを目的とする。

第2 性犯罪捜査指導官

1 指定

- (1) 捜査第一課に、性犯罪捜査指導官を置く。
- (2) 性犯罪捜査指導官は、捜査第一課調査官のうちから、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する。

2 任務

- (1) 性犯罪の捜査を適正に行うための指揮、指導及び調整
- (2) 性犯罪の発生状況等の集約及び分析
- (3) 性犯罪に発展するおそれがある色情ねらい、のぞき、住居侵入等の犯罪及び子供又は女性を対象とする声掛け、つきまとい等の前兆事案の発生状況等についての把握
- (4) 性犯罪の捜査を適正かつ組織的に行うために必要な捜査技術、知識等に関する教養及び訓練の実施
- (5) 性犯罪の捜査全般の知見を有する捜査員の育成
- (6) 被害者の人権、プライバシーの保護等に配慮した事件広報を行うための広報担当者（広報に関する訓令（平成17年京都府警察本部訓令第18号）に規定するものをいう。）との調整
- (7) 医療機関その他関係機関・団体との連携
- (8) その他性犯罪の捜査を推進するための施策の企画立案

第3 性犯罪指定捜査員

1 指定

- (1) 別表に定める所属及び警察署（以下「配置所属」という。）に、性犯罪指定捜査員を置く。
- (2) 性犯罪指定捜査員は、本部長が指定する。

2 任務

- (1) 被害者からの事情聴取及び供述調書等の作成

- (2) 被害者立会いの検証、実況見分及び犯行状況の再現
- (3) 被害者からの証拠資料等の押収及び採取
- (4) 被害者に対する刑事手続、支援制度等の説明
- (5) その他性犯罪の捜査に関し必要と認められるもの

第4 性犯罪指定捜査員の指定手続等

1 指定手続

(1) 推薦

配置所属の長（以下「配置所属長」という。）は、所属の警部補以下の階級にある警察官のうち、前記第3の2の任務に係る知見を有し、又は教養を受けた者その他の性犯罪指定捜査員として適性があると認める者を、性犯罪指定捜査員推薦書（別記様式第1号）により、本部長に推薦（捜査第一課長以外の配置所属長にあつては、捜査第一課長経由）するものとする。

(2) 指定

本部長は、前記第4の1の(1)の規定により推薦のあつた者について、性犯罪指定捜査員に指定することが適当と認めるときは、当該者を性犯罪指定捜査員に指定するとともに、当該推薦をした配置所属長に通知するものとする。

2 指定解除

(1) 配置所属長は、性犯罪指定捜査員の人事異動、健康状態その他の理由により、性犯罪指定捜査員の指定を継続することができないと認めるときは、性犯罪指定捜査員指定解除申請書（別記様式第2号）により、本部長に申請（捜査第一課長以外の配置所属長にあつては、捜査第一課長経由）するものとする。

(2) 本部長は、前記第4の2の(1)の規定により指定の解除の申請があつた者について、指定を解除することが適当と認めるときは、その指定を解除するとともに、当該申請をした配置所属長に通知するものとする。

第5 性犯罪指定捜査員の派遣等

1 派遣要請

(1) 所属長は、次に掲げる理由により、性犯罪指定捜査員の派遣を必要とする場合は、刑事部長に性犯罪指定捜査員の派遣を要請（捜査第一課長経由）することができる。この場合、所属長は、派遣の日時、場所、人数、理由、期間その他必要な事項を明らかにするものとする。

ア 性犯罪指定捜査員の配置がないとき。

イ 性犯罪指定捜査員が不足するとき。

ウ その他性犯罪指定捜査員の派遣を要請する必要があるとき。

(2) 刑事部長は、前記第5の1の(1)の規定による派遣の要請があつた場合において、その必要があると認めるときは、配置所属長に対し、性犯罪指定捜査員の派遣を命じるものとする。

(3) 前記第5の1の(2)の規定により性犯罪指定捜査員の派遣を命じられた配置所属長（以下「派遣所属長」という。）は、自所属の性犯罪指定捜査員を、派遣を要請した所属に派遣するものとする。

2 指揮及び監督

- (1) 性犯罪指定捜査員の派遣を要請した所属長（以下「要請所属長」という。）は、派遣された性犯罪指定捜査員（以下「派遣捜査員」という。）に対する事件指揮及び監督を積極的に行うとともに、派遣所属長と緊密な連携を図り、各種事故防止に努めるものとする。
- (2) 要請所属長は、派遣捜査員の運用に当たり、運用期間、運用方法その他必要な事項について、派遣所属長及び性犯罪捜査指導官と十分に調整を図り、効果的な性犯罪の捜査を推進するものとする。

第6 留意事項

所属長は、性犯罪に限らず、京都府迷惑行為等防止条例（平成13年京都府条例第17号）第3条に規定する卑わいな行為の禁止等女性に対する性的な犯罪の捜査においても性犯罪指定捜査員を活用し、適正な捜査に努めること。

第7 性犯罪指定捜査員に対する教養

- 1 配置所属長は、所属の性犯罪指定捜査員に対して、その職務の遂行に必要な知識及び技能の向上を図るため、指導及び教養を徹底し、捜査力の強化に努めるものとする。
- 2 所属長は、性犯罪捜査指導官が性犯罪指定捜査員に対して行う指導及び教養を積極的に支援するものとする。

第8 専決

この通達に規定する本部長の事務のうち、前記第4に定める性犯罪指定捜査員の指定及び指定解除に係る事務については、刑事部長に専決させることができる。

(別表省略)

(様式省略)